# 那覇地方裁判所委員会(第11回)議事概要

- 1 日時 平成20年10月20日(月)午後1時30分
- 2 場所 那覇地方裁判所大会議室
- 3 出席者(50音順)

## (委員)

赤嶺真也,伊仲誠保,稲福政賢,金武正八郎,金城初美,金城 仁,小林正明, 島袋鉄男,佐藤隆文

## (説明者)

宮尾 徹 (刑事裁判官),新海 寿加子 (刑事裁判官),豊岡 実 (事務局長), 黒田修 (刑事首席書記官)

#### (庶務)

日野誠一(総務課長)

4 那覇地方裁判所委員会規則の改正について

議長から,那覇地方裁判所委員会規則第2条及び第3条4号の改正について, 提案があり,可決された。

5 意見交換等結果要旨(●:議長,○:委員,■:裁判所)

#### テーマ【裁判員制度】

- ・ 裁判員制度実施に向けた施設等の整備状況について 事務局長からの説明及び裁判員裁判用法廷の見学
- 模擬選任・模擬評議・模擬裁判の実施結果について
  - ア 10月7日(火)から9日(木)に行われた模擬裁判について、宮尾裁判 官から模擬裁判全般の手続について、新海裁判官から模擬評議についてそれ ぞれ実施結果が報告された。

- 裁判員制度実施に向けた具体的な手続の説明
  - ア 刑事首席書記官から、11月下旬頃に名簿登載通知がされる那覇地裁管内における裁判員候補者総数が2000人になること、その後の手続の説明及び今後の模擬裁判等の予定について報告がされた。
  - イ 宮尾裁判官から辞退事由を的確に判断するための情報収集及び分析結果に ついて報告がされた。
- 意見交換
- ・ 裁判員裁判の審理及び評議について
  - 裁判員裁判の施行に向けて、検察庁としても、裁判員の方々に分かりやすくするためのスキルアップが必要だと考えている。また、検察官及び弁護人の概念と裁判所が裁判員に説明する概念が違うと混乱するので、できる限り法曹三者で争点の概念、例えば殺意の概念などについて共通認識を持って裁判員裁判を行う必要があると考える。
  - 裁判員裁判では、証拠を厳選して、裁判員に提供することになると思うが、 逆にいろいろな情報を提供したほうが、一般の市民は判断をしやすいのでは ないか。
  - 心神喪失等が争点となり、精神鑑定を必要とする場合は、裁判員裁判の前に、法曹三者間で、ある程度整理をしてから審理に入るのか。
  - 責任能力が争われている裁判では、公判前整理手続の中で鑑定を行い、検察官及び弁護人はその結果をふまえて、公判でそれぞれの主張立証を行うことになる。鑑定人は、裁判員の方々が書面を見なくても、聞いて理解できるように分かりやすい説明を公判で行い、裁判員に判断してもらうことになる。ただし、鑑定人には、専門的なことを、全くの素人の方々に分かりやすく説明をしなければならないという非常に難しい役割を果たしていただくことになるので、検察官や弁護人、または裁判所もフォローをしながら裁判を進めていくことになると考える。

- 裁判員裁判では、短期間で証拠調べをすることになると思うが、第1回公 判を開始する前に、裁判所から、裁判に素人である裁判員に対して、何が争 点であるかを分かりやすく説明した方が良いのではないか。
- 第1回公判前に、裁判所から当該事件の争点についての説明はほとんど行わない。ただ、検察官や弁護人の冒頭陳述を聞いてもらって、理解してもらうことが理想だが、双方の冒頭陳述が終わった段階で、裁判官と裁判員との間で話をして、争点について認識の共通化は図る必要があると考える。
- ・ 模擬裁判の候補者役について
  - 10月の模擬裁判員候補者役は、一般の方々にお願いをしたのか。
  - 前回までの模擬裁判等に利用した模擬裁判員候補者役名簿に登載された方々は、県内の主な企業に勤めておられる方々だったが、10月の模擬裁判については、職員が、今年4月から団体や組合などへ広報のための企業訪問をした際に、新模擬裁判員候補者役名簿への登載依頼を行い、作成された新しい名簿を利用したもので、より実際の裁判員裁判に近い様々な業種や年齢層の方々に参加してもらい実施した。
- ・ 沖縄県内における裁判員候補者について
  - 候補者名簿の個人情報等については、どの範囲まで知っているのか。
  - 各市町村の選挙管理委員会及び裁判所の裁判員候補者選任に関する手続を 行う部署のみである。
  - 裁判員になれない人については、裁判所で調査をするのか。
  - 有権者の中から無作為抽選で選任されるので、裁判員になれない方についても裁判員候補者名簿登載の通知が行く可能性もあるが、その際に同封される調査票を回答してもらうことによって判明することになる。
  - 例えば、裁判員になれない人がそのことを黙ったまま、裁判員に選ばれて、 裁判が終了してしまった場合は、その裁判はどうなるのか。
  - 一概には言えないが、法律の規定上は、欠格事由に該当する場合は法律に

従って裁判所を構成しなかったとしてその裁判は無効になるが、就職禁止事 由に該当する場合は無効とはならない。

- 今年の裁判員候補者の名簿に登載された方は、翌年の名簿登載から除かれるのか。
- 登載される可能性はあるが、裁判員に選ばれた方や候補者として裁判所に 出頭したが裁判員に選任されなかった方(辞退が認められた場合を除く)な どについては、辞退の申立てをすることができる。
- 日当・旅費について
  - 日当や宿泊費についてはどうなるのか。
  - 日当の具体的な額は、選任手続や審理・評議などの時間に応じて、裁判員 候補者については1日当たり8000円以内、裁判員については1日当たり 1万円以内で決められる。例えば、選任手続が午前中だけで終わり裁判員に 選任されなかった裁判員候補者の方については、最高額から調整された額が 支払われることになると思われる。宿泊費については、沖縄県の場合は、1 泊当たり7800円が支払われることになる。

### 次回期日及び協議テーマについて

- 次回期日平成21年5月18日(月)午後1時30分
- 協議テーマ

「裁判員制度」及び「沖縄における民事事件の特徴(仮称)」について